

飛驒幕領における白木稼の展開

高 橋 伸 拓

はじめに

一 高山役所の白木稼政策

- (一) 金森氏領有期・享保～宝暦期の白木稼
- (二) 明和期の休山政策と白木稼
- (三) 寛政～文化期の仕法改正
- (四) 仕法改正後の白木稼

二 白木の生産・流通と仲買人

- (一) 白木稼村々と白木の種類・運上金
- (二) 仲買人の動向

おわりに

はじめに

現代の日本の人工林は、林業の衰退により、間伐などの手入れがなされず、木は密集して枯損木が生じ、放置され、荒廃が進んでいる。さらに枯

損木は、台風によつて風倒木となり、災害を引き起こしている。⁽¹⁾山林の保全を考える際に、枯損木や風倒木をいかに処理し、利用するのかという点は今日的課題である。こうした現代的関心もふまえ、本稿では、御用木の残材や枯損木、風倒木を利用して営まれた飛驒幕領の白木稼を取り上げ、生業としてどのように位置付くのか、考察するものである。

従来、飛驒幕領の林業生産は、大材生産の元伐稼を中心⁽²⁾に論じられてきた。しかし、飛驒において林業がいかなる生業があつたのかを考える場合、大材生産だけではなく、白木稼といった小材生産にも注目する必要がある。飛驒の白木稼は、御用木を伐り出した跡の末木・枝木・株木といった残材や、風倒木、転倒木、枯損木を諸品に加工し、国内や他国で売り払い、収入を得るものであつた。さらに、他国へ白木を輸出し、その帰りの牛で塩、茶などを国内に輸入し、販売して利益を得た。

では、飛驒の白木稼に関する先行研究を確認してみたい。梶川勇作氏は、飛驒において耕地の低生産力を補うものとしての「農間稼」を検討する中で、吉城郡上高原郷で白木稼が行われていたことを指摘する。⁽³⁾田上一

生氏は、白木稼について、白木の種類と運上水や流通の取り締まり、生産例と生産費を概括している。⁽⁴⁾ 松山利夫氏は、大野郡小八賀郷における生業を検討し、山林資源を商品化して冬に白木類が生産されていたとする。

最近では、中村琢巳氏が天保一四年（一八四三）の家作見分の改正方針から、民家普請に必要な家作木のみを交付するという家作規制は、白木稼の取り締まり強化という政策の一環でもあった点を指摘する。⁽⁵⁾ その他、飛驒地方の自治体史で白木稼は取り上げられており、中でも、『上宝村史』は、吉城郡上高原郷における白木稼を検討し、当該村落では白木稼が余業というよう

り生活していくための生業であったとする。また、益田郡一之宿村中島清左衛門らが出資して安政六年（一八五九）に上高原郷見座村に設けて、白木の生産を担つた見座会所について言及している。⁽⁶⁾

近隣の木曾の白木稼は、豊臣秀吉・徳川家康の時期から具体像が確認される⁽⁷⁾。木曾の代官山村良勝は徳川家康から白木五〇〇〇駄を、百姓は白木六〇〇〇駄の採取権を得て、白木稼は展開したが、濫伐による森林資源の減少によって、前者は元文四年（一七三九）に全廃され、後者は延享二年（一七四五）に六〇〇〇駄中の四〇〇〇駄が打ち切られた。残りの二〇〇〇駄が保障されたことは、木工産業の維持発展の助長に加え、白木の生産者に手間賃稼ぎの機会と、白木の売却による収益が得られ、それが山林の保護と更新に繋がる意味において上策であつたと評価されている。⁽⁸⁾ 飛驒の白木稼を検討する際に、注目される指摘である。

意義が十分に考察されていない。また、白木稼の展開をみる際にポイントとなる、生産と流通の担い手である仲買人の把握がなされておらず、その動向も検討する必要がある。

以上をふまえ、本稿では、飛驒幕領における白木稼の展開を、元伐生産の動向にも注意を払いつつ、①高山役所の白木稼政策と、②白木の生産と流通、特に仲買人の把握をし、その動向に着目して明らかにする。白木稼の政策と実態を検討することから、白木稼が地域の生業としていかに位置付くのか、考察してみたい。

一 高山役所の白木稼政策

本では、高山役所の白木稼政策について検討し、政策の意義を考察してみたい。

（一）金森氏領有期、享保～宝暦期の白木稼

幕領期の状況を検討する前に、まず金森氏領有期における白木稼の様子を確認しておく。

金森氏の林業経営は、飛驒国の中の山林のほとんどをおさめ、藩直営の出雲守台所木の生産と商人請負木と呼ばれる請負生産によつて行われた。一方で、元禄五年（一六九二）八月一八日の代官伊奈半十郎の窓書に対する勘定所の返答をみると、「御用木之義地頭山並運上山は先致留山ニ、其外百姓かせきに仕来候山々之分は有來通可被致候事」とあり、百姓稼山が若干存在した。⁽⁹⁾ 百姓稼山は、元禄一五年の山林調査で確認される白木山と考えら

れ、当時は檜山の内、白木山が大野郡に七か所、吉城郡に二一か所の計二八か所、割物白木山が益田郡に三〇か所、大野郡に四一か所の計七一か所あつた。白木山は、出雲守台所木や商人請負木の生産後の残材を利用して白木を生産した山のことを指していると考えられる。⁽¹²⁾

幕領編入後の飛驒では、享保期から白木生産の様子が具体的にみられる。享保九年(一七二四)八月三日、飛驒代官長谷川正国⁽¹³⁾の時に、高山役所が諸白木について役所の改めの木印がないものの国内における販売を禁止している。高山役所にも白木を担当する部署が設けられ、地役人の日記の享保二年正月二三日条に、「一、山方諸伺書付白木方山廻御榑木下役衆中、奥判状江戸へ上る」とあり、白木方がみられる。⁽¹⁴⁾次の代官長谷川正崇

は、享保期に著した『飛州志』で飛驒において「白木ト称スルモノハ材木・榑木・板子等トハ別種ニシテ、各其品ノ下地ナルモノナリ、故ニ扮ギタルママ、割リタルママ出スモノノ総名ナリ、木性ハ檜・櫟・梅・樅・杉・朴・楨・檜・其余ノ雜木ヲ以テ造り出セリ」⁽¹⁵⁾とし、飛驒の白木の特徴や樹種などを記録している。

宝暦七年(一七五七)八月、代官上倉彦左衛門は、白木稼について勘定所へ伺書を提出している。⁽¹⁶⁾延享二年(一七四五)に当時の代官幸田善太夫が白木の運上を増永し、これをふまえて上倉は増永の吟味をしている。白木の三四口の分は増永をし、一七品の分は元の運上高が多く、増永をすると稼ぎを止めることになるので、元の通りとする。右の内、当時は稼いでない品もあるが、稼ぎを願い出る村があれば、元の運上をもつて稼ぎを申し付ける。足駄木・挽割板などは、以前から稼いできた品であるが、先の伺いで洩れたので再掲した。小板稼ぎは新規のため吟味している。上記により、運上高を取り決めた証文をもらいたい、とする。

この伺いに対し、翌八年四月、勘定所は、三四口は増永を申し付け、一七品は増永を申し付けがたいので据え置く。当時稼いでいない品は願い出た村があれば稼ぎを申し付ける。足駄木・挽割板は再登録し、小板稼ぎは新規運上を取り立てることを承知したとし、許可している。

延享・宝暦期には、白木運上の増永と新規の稼ぎの吟味がなされ、白木稼が盛んに行われていた様子がうかがえる。白木の種類の増加と増永により、幕府は運上の収益があり、百姓は運上の負担があるが、稼ぎの幅が広がつたことになる。

(二) 明和期の休山政策と白木稼

明和八年(一七七一)に休山政策が実施され、御用木の生産を行ふ、元伐生産が中止になった。休山政策の発令前における白木稼の状況を、代官大原彦四郎の動向に着目して検討してみる。

明和四年四月、代官大原彦四郎は、幸田、上倉に続いて、白木の増永を吟味している。一一品の分は増永を仰せ付けられ、四四品の分は、特に高値の運上のため、増永をしては稼ぎを止めることになるので、元の通りとし、三品葺櫓は新規稼ぎとして吟味している。⁽¹⁷⁾上倉の時は、品数が五四品(足駄木・挽割板・小板稼ぎを含む)で、この時には五八品(新規を含む)となり、品数が増えている。上倉よりは少ないが、一一品を増永し、運上の増益を図っている。

翌五月にも大原は、勘定所に伺書を提出している。⁽¹⁸⁾前任者の布施弥市郎から引き継いだ元証文の通りに明和三年までは運上を取り立て、明和四年は元証文を勘定所へ納めることになり、増永の吟味をした。一二品の分は

増永をし、四三品の分は運上が高いため、増永を申し付け難いので据え置く。葺搏及び批板四品は新規稼ぎになる。伺いの通りとなれば元証文を提出し、諸白木の運上永を明和四年から取り立てる、とする。

前月の分と比べ、品数に若干の違いがあり、修正をして提出したものと思われる。白木の増永を吟味する一方で、明和四年には、休山が示唆され⁽¹⁹⁾、翌明和五年、大原は、地役人に問い合わせて、飛驒国の生業調査を実施しており、その中に白木稼の記述がある。⁽²⁰⁾

地役人への問い合わせの内容は、①他国への輸出・国内での販売をしている諸白木稼は三尺以上の根木・末木が多い。根木・末木・朽ち腐ったものでより稼げる方法を白木方で考へること。立木などで取り立てていないか。白木稼に用いる材木の寸法について報告すること。②どこの村で、何尺以上の白木稼を差し止めると、運上がどの程度減つてしまふか。その稼ぎによつて村方が難儀になることがあるかを、白木役より報告すること。以前は天井板類及び白木類の稼ぎについて仲買人がいた。今も続いており、近頃は人数も増えているようである。以前は、誰で何人いて、何年以前、誰の支配の時より行つてゐるか。どの品は他国へ輸出し、国内で販売をし、何年以前より行つてゐるのか、その品を書き分けて当時の仲買人の名前も奥に認め、白木役、山廻り役より報告すること、とする。

地役人の返答は、①以前から根木・末木で、白木を取り立ててきたが、近年の高原山での元伐では、檜・黒部などでも「問い合わせ」と言つて、立木のまま斧で二、三寸あるいは四、五寸切り込み、木性の善悪を試し、角板子に取り立てていた。今後も根木・末木・朽ち腐つたものは、取り立てを仰せ付けてもらいたい。白木に取り立てる木の長短は、白木役・山廻り役から報告する。②構木方ではわからないので、返答できない、とする。

大原は、休山が示唆される中で、生業調査を行い、白木稼に注目し、その生業としての可能性について地役人に問い合わせていた。当時は、白木稼を担つた仲買人が増えていき、活況を呈していたようであり、その把握ができていなかつた。そのため白木に用いてはいけない寸法の根木・末木や、立木を用いていないか疑いがもたれていた。地役人の返答は判然としないものとなつてゐるが、白木稼の継続を願い出ており、村側のことを配慮したものと考えられる。元伐稼が制限され、白木稼のあり方も模索される段階に入った。

(三) 寛政～文化期の仕法改正

明和二年当時、北方・南方で元伐稼・川下稼に関わつてゐた村は一二八か村あり、益田郡が八〇か村、大野郡が二一か村、吉城郡が二七か村であつたが、明和八年～安永七年(一七七八)と寛政四～八年(一七九二～一七九六)の休山の結果、元伐稼村は益田郡の山方二五か村に限定され、益田郡のその他村や、吉城郡高原郷、大野郡白川郷・川上郷・河内郷・久々野郷等の村々は元伐稼から外された。稼ぎ場所は、北方の高原山・白川山は停止され、南方へと移つた。⁽²¹⁾ 休山が実施され、元伐生産の不安定な中で、白木稼もその仕法改正が検討された。ここでは、飛驒郡代飯塚常之丞と、同田口五郎左衛門による白木稼の仕法改正を検討する。

郡代飯塚常之丞は、天明騒動後の飛驒幕領支配の改革を仰せ付けられ、白木稼についても検討している。寛政二年二月、勘定所は飛驒支配の調査をし、木地稼(白木稼)について、上木による稼ぎの差し止めを通達している。⁽²²⁾これを受けて、同年八月に飯塚は次のような仕法を提案した。⁽²³⁾

①檜・梅・ひば・楓・杉・塩地・桂は、御用木を伐り出した跡山の末木・株の他は一切差し止める。②櫛・黒部は、挽割板・天井板・屋根板・桶木類、その他小間物に取り立て、他国出しをしてきたが、今後他国出しは差し止める。国内でも挽割板・天井板は差し止め、屋根板・桶木等は特に差し支えないので、国内払いを許可してもよい。③姫子・櫻・唐檜・朴・しらひそは、朴は鞘木・下駄等に用い、他は挽割板・桶かわ木等に仕立ててきた。國中払い・他国出し共に差し支えはないので、稼ぎを許可してもよい。④桐・櫟・もち・栎・ぶな・栗・松は、桐・櫟・もちは櫛・簾・筍その他箱類に仕立て、栎・ぶなは椀木地に限つて取り立て、国内払い・他国出しともに許可してもよい。栗・松は国内の家作木ならびに他国出しを許可する積りであるとし、願い出ている。勘定所は、この伺いの内容を許可している。飯塚は以前まで特に制限されていなかつた、白木の販売について、樹種・品種ごとに厳しく制限する仕法を設定したのである。⁽²⁴⁾

その後、寛政一年八月に飯塚は再度、仕法を検討している。前任者の大原龜五郎の時までは、御用木を伐り出した跡の株木・末木は上木も稼ぎを許可し、他国へ売り払っていた。国内払いの分も上木の分で手広く稼ぎ、他国出しの分は不締まりと聞いていた。吟味の上で寛政二年に伺いを立て、これをもつて稼ぎを申し付けた。しかし、寛政二年の内容では、稼ぎが差し支え、難儀とするという願いがあつたため、再び吟味し、今後稼ぎを許可しても御用木の伐り出しに支障のない分は一品当りの廉を増した。また、従来の木銘の他に雜木での稼ぎを吟味したところ、雜木は多数あり、稼ぎを許可すれば村々の助成にもなり、運上を増して不締まりもので新規で入れる。その他、運上に差のある分は増水をし、新規の木品は吟味の上、運上を申し付ける。稼ぎを願い出た時は、手代、地役人を遣わし、

①檜・梅・ひば・楓・杉・塩地・桂は、御用木を伐り出した跡山の末木・株の他は一切差し止める。②櫛・黒部は、挽割板・天井板・屋根板・桶木類、その他小間物に取り立て、他国出しをしてきたが、今後他国出しは差し止める。国内でも挽割板・天井板は差し止め、屋根板・桶木等は特に差し支えないので、国内払いを許可してもよい。③姫子・櫻・唐檜・朴・しらひそは、朴は鞘木・下駄等に用い、他は挽割板・桶かわ木等に仕立ててきた。國中払い・他国出し共に差し支えはないので、稼ぎを許可してもよい。④桐・櫟・もち・栎・ぶな・栗・松は、桐・櫟・もちは櫛・簾・筍その他箱類に仕立て、栎・ぶなは椀木地に限つて取り立て、国内払い・他国出しともに許可してもよい。栗・松は国内の家作木ならびに他国出しを許可する積りであるとし、願い出ている。勘定所は、この伺いの内容を許可している。飯塚は以前まで特に制限されていなかつた、白木の販売について、樹種・品種ごとに厳しく制限する仕法を設定したのである。⁽²⁴⁾

願いの場所、山境、木品の有無などを糾して稼ぎを申し付ける、とする。勘定所は、雜木による稼ぎを許可し、五口木品の内、黒部と檜は除き成木となるように取り計らい、その他は伺いの通りとした。

飯塚は、良質の木による白木の生産を問題とし、寛政二年に仕法の改正をしたが、稼ぎに支障があると願いがあり、さらに改正して増水をした上で制限を解除し、雜木による稼ぎを許可し、村々への助成を行つた。

さらに、郡代田口五郎左衛門の時に、仕法の改正が行われた。文化元年

(一八〇四)六月、田口が勘定所へ提出した伺書によると、寛政元年、飯塚の時に、以前は上木の内も稼ぎ方を許可し、他国へ売り払わせていた。國內払いの分も上木で稼ぎ、不締りのこともあり、翌寛政二年に吟味し、伺いの上、檜・梅・ひば・楓・杉・塩地・桂・櫛・黒部は、国内での売り払いは許可され、他国出しは差し止められた。寛政一年には、右の木品で根木・末木・悪木・立枯・風折の分と、松・櫻・姫子その他雜木の類で稼ぐことになつた。飯塚が伺つたところ、右の木品の内、黒部と檜は除き成木となるようにし、その他は伺いの通り、運上を取り立てて納めるようにと下知があつた。しかし、吉城郡高原郷、大野郡川上郷・同白川郷村々は乗鞍嶽・硫黄ヶ嶽・鐘ヶ嶽・笠ヶ嶽・北之保嶽という高山と北国白山の最寄りの極山中で土地が悪く、作方だけでは相続しがたい。以前は、御材木の元伐を仰せ付けられ、稼ぎをしてきたが、休山となつた。その後度々歎願し、臨時元伐を仰せ付けられたが、最近は臨時も実施されていない。他國出し・國中払いの諸白木稼で相続してきたものの、極難渋に迫つていふ。よつて檜・櫛・黒部などで、前々の御材木伐り出し跡の根木・末木・悪木と、一五が年以前の亥年・去る子年秋の大風で山内に吹き倒れている風折れ・根返り木をもつて、小板・小間物・桶木類に取り立て、国内払

い・他国出しを許可してもらいたい、とする。

勘定所は、別紙の仕法書の内容をもつて、檜・楓・櫟・黒部その他とも、他国出しは伺いの通りとした。吉城郡高原郷・大野郡川上郷・白川郷村々が、特に生活が困難になっていたため、檜・楓・櫟・黒部といった良質の樹種による白木の生産とその他国への移出を許可したのである。上記の村々は、北方の高原山・白川山での元伐生産によつて生計を立てていたが、元伐が実施されず、これに代わる措置をとつたのである。

その後、文化三年七月、田口は、勘定所から白木稼について問い合わせがあり、上申書を提出している。⁽²⁸⁾ 白木の他国出しは許可されたが、以前の通りにして問題はないかと尋ねられ、仕法を認めて差し出すように、仰せ渡された。三四口の木品は、御用木を伐り出した跡の株木・末木・悪木などを白木に取り立てていた。寛政二年、飯塚の時に、上木の分は他国出しの白木稼を差し止め、その他の木品をもつて稼ぎを申し付けてきた。しかし、上木御用木の伐り出した跡の根木・末木、雪折れ・風折れなどの疵痛木が、山内で朽ち腐っているため、稼ぎの許可を伺つたところ、取り締まり方について糺された。取り締まり方は、稼ぎの願いがあれば、場所の龜絵図を差し出させ、稼ぎ場所を絵図面に認めさせる。この絵図面と引き合わせて、手附、手代、地役人を差し出す。場所の詳細は、見分して吟味し、稼ぎ場所に散乱している疵痛木の分を改め、書面三四品の内、白木に取り立てるべき品数を見積もる。改めができない難場は、稼ぎから除き、見分が行き届く場所だけで行う。およその品数を吟味し、下知が済んだ上で稼ぎを申し付け、白木を取り立て、さらに改める。極印を打ち渡し、運上を取り、一か年に限つて稼ぎを申し付ける。できるだけ願いの箇所数を減らして、見分・吟味を行えば、取り締まり方も行き届く。以上をもつ

て、稼ぎを仰せ付けてもらいたい、と願つている。

さらに、白木の改め方は、新古の区別を付けるために、一か年ごとに極印を替えて打ち渡すと、何年の改めの白木と分かり、極印の打ち方も改める。飛驒国には、山見役がおり、稼ぎ中に不取り締まりがあれば、仕置を仰せ付けている。書面の三四品の他国出しは、下知が済んだ上で、上木の分は運上永の増方を吟味して申し上げる。山内には用立つ木品が数多くあり、朽ち捨てるのも失墜に当たる、とする。

白木の他国出しは許可されたが、取り締まりを強化することになつていった。その後、白木稼の他国出しは、文化三年一二月に伺いの通りとなり、文化五年から実施することになった。⁽²⁷⁾

寛政二年に白木の他国出しを休止する仕法に改正されたが、村々からの願いを受けて、寛政一年には雑木による白木の生産を許可した。しかし、文化二年には村々からの願いにより、上木による白木稼を許可し、文化五年から他国出しが再開された。寛政期は資源を重視し、山林の保護策をとつたが、寛政末～文化期には白木稼の保護策へと転換された。これは当時の山林には、利用できる残材が多くあり、元伐稼から外された吉城郡高原郷、大野郡川上郷・白川郷の村々にとつて白木稼が生計を立てる上で、重要な位置を示していたことによる。しかし、上木白木稼の他国出しの実施は、厳重なものとなつた。元伐生産の縮小の中で、地域の生業のバランスを考慮し、白木稼は重視され、その保護策が取られたのである。特に、吉城郡高原郷、大野郡川上郷・白川郷の村々にとつて高山役所のとつた政策は重要であり、地域の生業の保護策としての意義があつた。

(四) 仕法改正後の白木稼

飯塚・田口の仕法改正後、上木による白木稼は、一年ごとに見積りを出して勘定所へ伺い、認可を得て、後任の郡代榎原小兵衛、同芝与市右衛門、同大井帶刀の時には実施されていた。詳しくは後述するが、当該期は安永元年などに伐り出した御用木の残材を利用して行われた。

しかし、郡代豊田友直は白木稼を休止した。豊田は、山稼ぎを差し止めでは村々は難儀するが、稼ぎを許すと不取り締まりになる。これまでには、損木・根本・末木で稼ぎ、御留山などの区別なく行つてきたため、上木のある場所は荒れてしまつた。今後は御留山・草山・薪山・白木稼の場所を区別し、御留山に上材ができるようにする。願いにより白木稼を許可し、立木を伐り取るようにすれば村方のものと心得て、苗木植え付けの手入れもし、木が生い立ち、稼ぎも十分できるようになる。そうすれば、村方は相続し、運上も増して御益になり、御林の取り締まりも行き届く、とする。⁽²⁸⁾ 当時、豊田は植林事業を実施しており、それもふまえて、白木稼が永続する仕法を模索していた。また、天保一二年四月一日から一五日にかけて吉城郡高原郷を巡回し、九八か村での生業の状況を確認しており、白木稼の休止の影響を懸念していた様子もみられる。⁽²⁹⁾

また、豊田の時には、①大野郡白川郷村々の白木稼の内、雜木・薪木呂、杵木などでの稼ぎが不取り締まりのため、今後は不許可とし、②尾張領の信濃国奈川村で、木品の取り扱いについて不締まりのことがあったので、同村に白木改所を取り建てる計画が立てられていた。⁽³⁰⁾

ただ、豊田の後、上木の白木稼は行われていた。文久二年（一八六一）五

月、郡代増田作右衛門が白木稼の実施について勘定所へ伺っている⁽³¹⁾。当時は御用木の伐り出しが見合せになり、根本・末木がなく、風折・立枯などの損木も数年稼いで払底になり、白木稼は休止していた。そうした中で、安政五年の地震・万延元年の大風雨による損木、万延元・文久二年の御用木の伐り出しによる残材ができたので、これによる白木稼の再開を願い、許可された。増田は、文久三年正月にも伺い、勘定所は許可している⁽³²⁾。

文久三年最後に元伐生産は行われなかつたものの、その後も白木稼の伺いが出されている。慶応元年（一八六五）、高柳小三郎は、この年の六月に大風雨により、益田郡落合村で山崩れが起き、損木ができたため、翌慶応二年の白木稼の実施を伺い、慶応二年、郡代新見内膳がこの年の八月八日に大風で根返り・風折れなどの損木ができたので、翌慶応三年の一年に限つて白木稼の実施を伺つていて⁽³³⁾が、勘定所の返答は記載されていない。元伐生産は、文久三年に停止され、白木稼も同年まで行われていた。その後も伺いは出されたが、許可された様子はなく、勘定所の許可による白木稼は文久三年が終焉の時期とみられる。

以上、白木稼の展開を政策面から検討してきた。白木稼は宝暦期ごろまでは特に制限されず実施されていたが、明和期からそのあり方が模索された。寛政期以降、歴代の郡代は、白木稼の取り締まりを強化していく、その一方で地域の生業として重視し、白木稼の保護に取り組んでいた。

二 白木の生産・流通と仲買人

本節では、上記の白木稼の保護策が実施された状況下における白木稼の展開を考察する。特に、仲買人に着目して検討してみる。

(二) 白木稼村々と白木の種類・運上金

まず、白木稼を生業とした村について確認しておく。〔表1〕は、文化四年(一八〇七)～同一四年において、上木による白木の生産を願い出た村になる。一か村や二、三か村で願い出る場合があった。申請件数は、七～一〇件で推移し、大野郡が多い。〔表2〕は、文政元年(一八一八)～天保一〇年(一八三九)に上木の白木稼を願い出た村になる。件数は、八～一四件で推移し、天保一〇年のみが二一件と多く、大野郡が多い。

〔表1・2〕の村は、自村内や近隣の山で白木を生産していた。文政五年を例にみると、吉城郡金木戸村が字平野小屋山内(笠ヶ嶽の最寄り)、同郡打保村が字赤木谷山内(北之俣嶽の最寄り)、益田郡胡桃嶋村が字にぎりこの小谷山山内、同郡青屋村が少し離れた字小俣山内(乗鞍岳の最寄り)、大野郡大原村が字さかさま谷の大脇谷山内、同郡六厩村が字櫛谷山内(加賀白山の最寄り)で、それぞれ自村内や近隣の山となる。⁽³⁶⁾全ての村が御用木の元伐後の残材を利用し、その他風倒木、枯損木、雪折木があるため、痛木をもつて稼ぎを仰せ付けられている。打保村は安永元年(一七七二)に御用木を伐り出した跡の根本・末木を利用して、金木戸村は同一箇所で文化四年から天保一〇年まで継続して白木を生産している。元伐による残材が、長い期間、山に大量に残されていたことがうかがえる。

下つて、天保一四年当時、白木稼を生業とした村は、大野郡が二七か村、吉城郡が三三か村、益田郡が二一か村で、計八一か村あった。⁽³⁷⁾前記の〔表1・2〕は上木による白木稼を願った村に限られ、天保一四年の方が、白木稼を行っていた全ての村を把握している。

〔表1〕 飛驒国白木稼村々一覧(上木分・文化4年～同14年)

郡	郷	村	年									
			文化4	5	6	9	10	11	12	13	14	
吉城	下高原	金木戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		打保								○	○	
	高原	神坂・柄尾	○									
		神坂・柄尾・中尾		○								
	下佐谷			○							○	
益田	小鷹狩	二ッ屋			○							
	阿多野	胡桃嶋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		青屋			○	○	○	○	○	○	○	○
	小坂	落合・大洞			○							
大野	川上	中野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		檜谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	白川	六厩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		六厩・森茂		○	○	○						
		木谷・福嶋										○
	小鳥	夏厩				○						
		上小鳥					○	○				
件数計			7	9	10	9	8	8	7	8	10	

出典：文化4～14年「飛州村々上木之分白木稼伺書」(高山陣屋文書1・26-12、岐阜県歴史資料館所蔵)より作成

〔表2〕 飛驒国白木稼村々一覧(上木分・文政元年～天保10年)

郡	郷	村	文政													天保									
			元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	2	3	4	5	6	7	8	10		
吉城	下高原	金木戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		打保	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○									
		大多和																						○	
	高原	笛嶋	○																						
		田頃家・蓼俣・笛嶋		○	○	○																			
		神坂・柄尾・中尾		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		蓼俣・赤桶・今見																						○	
		下佐谷		○	○																		○	○	
		神坂			○																				
		一重ヶ根												○											
	益田	双六																						○	
		阿多野	胡桃嶋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		青屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		日影																					○	○	○
		中洞																					○	○	○
		中洞・猪之鼻																						○	
		日和田																						○	
		下原	門和佐																					○	
		火打																						○	
		小坂	落合																					○	
	下呂	小川・門原																						○	
		馬瀬	川上																					○	
大野	川上	中野	○	○	○	○																			
		二俣	○																						
		中野・二俣					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		檜谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		大原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	白川	六厩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		木谷・福嶋																							
		尾上郷	○														○	○	○	○	○	○	○	○	
		福嶋・尾上郷															○								
		尾上郷・平瀬																○							
		平瀬																○							
		野谷																○	○						
	小鳥	赤谷																					○	○	
		上小鳥																					○	○	
	河内	渚																						○	
件数計				11	8	11	11	8	8	9	9	9	9	9	9	8	10	11	10	9	10	13	14	21	

出典：文政元-13年「飛州村々上木之分白木稼伺書」(高山陣屋文書1・26-14)、天保2-10年「飛州村々上木之分白木稼伺書」(高山陣屋文書1・26-15)、ともに岐阜県歴史資料館所蔵より作成

〔表3〕は、白木の種類と運上金について、国外(美濃・信濃・越中・越前国)へと輸出された分と、国内で販売された分をまとめている。白木の種類が増えており、各地域での白木の需要が分かる。葺木、板、さんかまち木、足駄木、挽割板、小板は四か国でもとめられた。輸送先は、具体的には美濃国郡上八幡や、同

次に、白木の種類と運上金をみてみる。「飛州志」によると、赤土井板・土井底板・千枚板・三千枚板・葺板・葺樽板・打割板・そぎ板・半切そぎ板・天井そぎ板(以上は天井板や屋根葺用)・大縁木・小縁木・輪木・ユリハ木(以上は曲物用)・閉折敷・室ぶた(麺ふた用)・桧笠(耳垂笠用)・かまち木(戸・障子用)・木舞木(壁の下地に竹の代りに用いた)・檍皮・白木・くつくわ木(くわの柄用)・はし木(食用はし用)・二面揚子木(桧板で木の色は白く芯は赤)・桶木・朴さや木(刀のさや用)・木地椀(食用椀の木地用)がみられ、二七種類の白木が生産されていた。³⁸⁾

〔表3〕 明和4年(1767)の白木種類と運上永

樹種	白木種類	数量	運上永	増永	輸出先			
					美濃	越中	越前	信州
檜・櫻・姫子・檜葉・唐檜	大縁木1束	40枚	23文8分		○	○	○	
	小縁木1束	40枚	13文8分		○	○	○	
櫻・黒部・檜・檜葉	千枚板1駄	20把附1把100枚	48文		○			
檜・櫻・檜葉・黒部・櫻・梅	葺樽1駄	1500枚	66文9分		○	○	○	○
		2500枚	69文4分		○	○	○	○
		4500枚	66文9分		○	○	○	○
檜・黒部・檜葉・櫻・梅・姫子	かわ木1駄	38貫目	79文7分		○			
	閉折敷100枚		29文9分		○	○		
	室蓋10枚		12文					
檜・櫻・檜葉・黒部・櫻・櫻・梅	葺板1駄	2200枚	62文					
檜・黒部・梅・櫻・唐檜・姫子	天井板1束	50枚	27文1分		○	○	○	○
		100枚	33文1分					
	半切板1束	100枚	12文3分					
	三分板1束	20枚	17文3分					
久婦須・万波 雜木	薪木呂1間		126文7分		○			
益田筋 雜木	薪木呂1間		49文2分		○			
			30文5分					
杉	桶木1駄	38貫目	53文2分		○	○	○	
檜・櫻・檜葉・黒部・杉	桶木1駄	38貫目	50文9分					
種藏雜木	薪木呂1間		82文8分		○			
境谷 雜木	薪木呂1間		62文4分		○			
白川 雜木	薪木呂1間		85文9分		○			
檜	笠木1駄	38貫目	77文		○	○		
檜・黒部	木舞100本		15文		○	○		
檜・櫻・姫子・檜葉・櫻・梅・黒部	葺樽1束		3文		○	○	○	○
			9文5分		○	○	○	○
			5文5分		○	○	○	○
	批板1束		33文		○	○	○	○
櫻・黒部	赤土井1把	120枚	4文		○			
			4文8分		○			
土井底板1束	40枚	14文	2文2分増		○	○	○	○
檜	耳垂笠100蓋		26文	2文増	○	○	○	○
櫻	搏子1駄	40貫目	51文	3文増				
櫻	皮10貫目		53文3分					
檜	1尺板1束	100枚	20文	2文1分増				
櫻・黒部	小樽1把	100枚	4文	2分7厘増				
檜・櫻・黒部	扮板100枚		3文2分	5分3厘増				
檜	笠10蓋		8文7分	1文5分増				
櫻・黒部・檜・檜葉	千枚板1駄	20把附・1把100枚	99文2分		○			
	三千枚板1駄	50把附・1把50枚	91文2分		○	○		
朴	鞘木1駄	62挺	56文					
	小鞘木1駄	124挺	56文					
	さんかまち木1駄	38貫目	70文	2文増	○	○	○	○
朴・桐・檜・こうくるみ	足駄木1駄	38貫目	52文	2文1分増	○	○	○	○
黒部・櫻・桐・姫子・黄槧	挽割板1束	30枚詰	37文	2文増	○	○	○	○
		15枚詰	37文	2文増	○	○	○	○
檜・黒部・栃・櫻・梅・姫子・桐・黄槧・楓	小板1駄	38貫目	55文6分	1文6分増	○	○	○	○
国中払ニ相成候分								
櫻・檜・檜葉・黒部・櫻・梅・松・姫子・栗	葺樽1駄	1000枚	36文2分					
		2000枚	36文2分					
檜・櫻・檜葉・黒部・栗・姫子	木舞100本		27文8分					
			13文9分					
	桶木1駄	38貫目	26文4分					
松・姫子・栗・唐胡桃	臼木1本		15文7分					
檜・黒部・姫松	引鐵木1本		7文8分					
雜木	薪木呂1間		22文7分					
檜・櫻・黒部・檜葉・桐・朴・櫻	小間物1駄	38貫目	36文5分					
檜・檜葉・姫子	ゆり輪拾ヲ		21文6分					
松・栗・檜・姫松・櫻・梅	角1本		50文					
	板子1枚		17文3分					

出典：明和4年「飛州村々諸白木運上之儀ニ付伺書」(高山陣屋文書1・26-195、岐阜県歴史資料館所蔵)より作成

国武儀郡上有知村⁽⁴⁰⁾、名古屋⁽⁴¹⁾がみられる。運上金は、文政一〇年は金一三六両一分・永六五文八分で⁽⁴²⁾、天保六年は金五五両二分・永二五文九分、同八年が金四八両・永四一七文四分、同九年が金五七両・永二九文四分で、文政一〇年と比べて減つて三分の一程度になつてゐる。⁽⁴³⁾

(二) 仲買人の動向

白木の生産は、①村や組で行う場合、②村の者が行う場合、③仲買人が請け負つて行う場合があつた。ここでは、白木の生産と流通を担つた仲買人の把握を行い、その動向を検討する。

延享三年(一七四六)の高原山における白木の年季稼ぎの願い⁽⁴⁴⁾をみると、舟津町廣屋源五郎、仲買人江粉や平七、仲買人からや仁右衛門、足立屋平十郎、追分や弥三郎、矢島屋茂右衛門、奥田屋六右衛門、舟津町谷江屋与治右衛門といった人物が確認される。江粉やとからや以外は、仲買人の記載はないが、江粉や・からやと同様に仲買人と考えられる。

〔表4〕は文化一二年の仲買人をまとめたものになる。人数は益田郡が一番多く、町・村別でみると高山町が九人で一番多かつた。高山町の請負人は材木問屋と考えられる。文政一〇年の仲買人と稼ぎ場所・件数は、大野郡は大森屋兵三郎(有巣組・五件、大嶋村・三件、下本村、有巣村、六厩村・四回、中野村・四件)、岡本屋半次郎(有巣組・三件、中野村、二俣村)、和田屋卯八(有巣組・六件、有巣村、中野村・五件、宮村・二件、藤瀬村、二俣村)、矢沢屋源次郎(有巣組、中野村)、松木屋六兵衛(宮村・二件)、小鳥屋助五郎(福寄村)、笠井屋吉兵衛(久手村)、田中半右衛門(ト保村)、吉城郡は矢嶋茂右衛門(金木戸村・三件)、田中半右衛門(中尾・柄尾・神坂村・四件、神坂村)、益田郡は

相樂屋六兵衛(川上村)、伊佐地彦兵衛(火打村・二件)、茂兵衛(青屋村・七件、黒川村)、松木屋六兵衛(川上村)、中之宿村平九郎(中洞組)となる。⁽⁴⁵⁾

〔表4〕 文化12年(1815)の仲買人一覧

郡	所在村・名前	人数
吉城	古川町方村文右衛門、古川町方村和助、中山村八助、角川村又次郎、東漆山村六兵衛、吉ヶ原村平助、笈破村伝兵衛、鹿間村与兵衛、船津町村市三郎	9
大野	高山壱之町矢島屋茂右衛門、大原村勇蔵、檜谷村次右衛門、高山町かがや又右衛門、高山壱之町かがや佐助、宮村次右衛門、高山壱之町又兵衛、小八賀郷町方村政蔵、(高山)田中半十郎、高山壱之町千虎屋弥右衛門、高山三之町村大森屋兵三郎、高山壱之町打保屋久六、高山壱之町村瀬屋伊右衛門	13
益田	青屋村小吉、見座村伝蔵、一之宿村長左衛門、中之宿村長左衛門、中之宿村仁右衛門、中之宿村忠右衛門、中洞村与七、中洞村佐右衛門太郎、門原村市右衛門、大古井組惣右衛門、大古井組伝十郎、大古井村太郎兵衛、上ヶ洞村勘助、野麦村善太郎、阿多野郷村藤助、孫右衛門、小日和田村喜右衛門、胡桃島村長左衛門	18
計		40

出典：文化12年「上木白木稼願留・諸白木椀木地願留」(高山陣屋文書1・26-27、岐阜県歴史資料館所蔵)より作成

天保元年・同二年の仲買人をみると、天保元年は願人甚四郎、願人五郎助、桶師佐七、願人忠右衛門、稼人助七、三ツ谷村仲買人弥平次、仲買人一之宿村中島清左衛門がみられる。天保二年は稼人一之宿村中島清左衛門、

三ツ谷村弥平次、桶屋惣代高山式之町佐七、願人松本村善左衛門、稼人三郎(中野村)、福寺村上野喜兵衛、中切村願人源次郎が確認できる。⁽⁴⁶⁾

仲買人の矢島屋茂右衛門は、高山壱之町の町年寄で、材木問屋・塩問屋を営み、田中半十郎も材木問屋を営み、両家とも御用木の運材を請け負つ

ていた。近世後期になると、益田郡一之宿村の中島清左衛門が白木生産に積極的に参入している。その他の仲買人の素性については詳しくは分からぬが、村の者や高山の商人が多く参入していたことがうかがえる。

これら仲買人の内、ここでは中島清左衛門に着目して検討してみたい。

中島は阿多野郷七か村兼帶名主、山方二五か村物代、山見重役（嘉永・安政期）、吹所取締人、銀絞り請負人取締役を務め、高山役所の御用を請け負つた人物である。⁽⁴⁸⁾ 中島が参入している、天保期は、再び休山の危機にあつた。天保九年の江戸城西丸再建に伴う大量の用材の供給によって休山が模索され、元伐金高が弘化元年（一八四四）には二〇〇〇両から一八〇〇両と減額された。郡代は植林を実施し、資源の回復をはかるが、安政二年から元伐は「見合」となつた。郡代増田作右衛門の伺書により、勘定所は元伐稼がなければ二五か村が難渋に陥るということに關して理解を示し、「余業相続方取調中」を理由に安政七年（万延元年・一八六〇）から四年間だけ再開した。元伐貢は、万延元年には一八〇〇両から一七〇〇両に減額され、大材生産の規模も縮小された。請負期間は、万延元年から文久三年（一八六三）までとなつており、文久三年を最後に元伐は実施されなかつた。⁽⁴⁹⁾

こうした元伐生産の動向の背景で、中島は白木稼にも携わっていた。上記の天保元・二年以外に、安政五年には、益田郡阿多野郷秋神組での小白木の他国出しを行つてゐる。また、安政六年からは、上高原郷見座村に見座会所を設けて白木の生産を行つてゐる。見座会所の全盛期は、安政六年から文久二年までであつた。⁽⁵⁰⁾ 中島は、万延元年一二月頃から江戸へ進出しはじめていた。⁽⁵¹⁾ 一之宿村（中島清左衛門と、宮之前村久左衛門、中島の代人の清三郎が増田作右衛門の役所へ、「御用板納中深川冬木町太田屋徳九郎地面之内仮宅」をし、御用板を上納することを届け出でてゐる。中島清左

衛門は、土地を確保し、文久元年に江戸深川冬木町で材木問屋を開業した。⁽⁵²⁾ 中島に土地を提供した太田屋徳九郎は、三河国碧海郡川島村の太田屋佐兵衛家の分家で、佐兵衛家は材木商と木綿買次問屋を営み、徳九郎は江戸で材木問屋を営んでいた。⁽⁵³⁾ 中島の江戸の材木店では、文久元年一二月、薩摩藩の屋敷が炎上した際に、翌文久二年に用材調達を願い出て、請け負うことになった。しかし、材木は、多く買い上げてもららず、失費が嵩み、多額の借金をしていたため、經營はうまくいかなかつた。⁽⁵⁴⁾

かかる状況の下で、文久三年に中島は大量の白木生産に関わつてゐる。⁽⁵⁵⁾ 文久三年の二月に四件、三月に三件、四月に六件、五月に四件、六月に四件、七月に五件、一〇月に八件、一一月に二件の計三六件と、白木生産を大量に請け負つてゐた。稼ぎ場所は、益田郡・大野郡・吉城郡に及び、益田郡の阿多野郷・小坂郷・馬瀬郷・下原郷や、吉城郡高原郷・下高原郷、大野郡白川郷・川上郷の山内に及んだ。

飛驒国の高山町の商人や村の者の多くが仲買人となり、白木稼へ積極的に関わつてゐることを確認した。中でも、中島清左衛門は、高山役所と関わりをもち、白木生産に参入し、見座会所の設置や江戸での材木問屋の開業、文久三年の白木の大量生産の請負を行つてゐた。幕末期には、飛驒の山稼ぎにおける白木稼の比重が高くなつていつたことがうかがえる。

おわりに

最後に、本稿の検討結果を整理しておきたい。

白木稼の展開を政策面からみると、白木稼は宝暦期ごろまでは特に制限されず実施されていたが、明和期からそのあり方が模索されるようになつ

た。寛政～文化期に仕法の改正が行われ、当初は資源の保護を重視したが、後には白木稼の保護へと政策は転換された。文化～天保期は、白木稼は継続して行われたものの、天保一一年から当時の郡代豊田友直が資源の増強を図り、白木稼がより継続できる仕法を考え、一旦休止した。その後も、元伐生産に規定されつつ、白木稼は実施されたが、元伐生産と同じく、文久三年を最後に許可されなかつたようである。御用木の根本・株木や、風倒木・枯損木の有無によつて、稼ぎは制限されるが、元伐生産による収益が減つた分、寛政期以降、郡代は白木稼の取り締まりを強化する一方で、地域の生業として重視し、白木稼の保護に取り組んだ。特に、元伐稼村から外された吉城郡高原郷、大野郡川上郷・白川郷の村々にとつて、白木稼の保護策は意義があつた。

こうした政策下における白木稼の展開をみると、白木稼を生業とした村は、文化四年（一八〇七）～天保一〇年（一八三九）は吉城郡下高原・高原・小鷹狩郷、益田郡阿多野・小坂・下原・下呂・馬瀬郷、大野郡川上・白川・小鳥・河内郷の村々が確認された。これら村々は、自村内や近隣の山で、御用木の元伐後の残材や風倒木、枯損木、雪折木をもつて白木を生産した。中には、文政五年の時点で、安永元年の御用木の残材を利用しており、元伐による残材が、長い期間、山に大量に残されていた。天保一四年に白木稼を生業とした村は、大野郡が二七か村、吉城郡が三三か村、益田郡が二二か村で、計八一か村あつた。白木は享保期には二七種類みられ、その後新規で追加され、増えていき、国内と国外（美濃・信濃・越中・越前国）で販売された。運上金は、文政一〇年は金一三六両一分永六五文八分、天保六年が五五両余、同八年が四八両余、同九年が五七両余であつた。

白木の生産は、①村や組で行う場合、②村の者が行う場合、③仲買人が

請け負つて行う場合があつた。仲買人は、文化一二年には益田郡で一番多くみられ、町・村別でみると高山町が一番多く、九人存在した。飛驒国の高山町の商人や村の者の多くが仲買人となり、白木稼へ積極的に関わつていることを確認した。その中でも、中島清左衛門は、高山役所と関わりをもち、白木生産に参入し、見座会所の設置に関わり、文久三年には白木の生産を大量に請け負つていた。また、江戸での材木問屋の開業や他国の材木問屋とつながりを持ち、元伐稼に捉われない山稼ぎのあり方を模索していいた。幕末期には、飛驒の山稼ぎにおける白木稼の比重が高くなつたことがうかがえる。白木稼は、御用木の残材、風倒木・枯損木の有無による制約や運上の負担があつたが、元伐賃（請負金額）の決まつてある元伐稼に比べると、仲買人や村の者がその裁量で取り引きを行い、収入が得られた。

ここに白木稼の利点があつたものと推察される。

白木稼が飛驒で継続された意義は、高山役所の代官・郡代が白木稼を保護することで、地域の生業の保護に加え、風倒木や枯損木、残材が処理され、結果的に山の保全につながつた点にあると考えられる。郡代豊田友直の段階では、御留山・草山・薪山・白木稼の場所の区別を計画し、山の環境の保全・資源の増強・生業の継続のバランスを考慮した点に注目される。今後は、今回把握した仲買人の活動を追つていき、飛驒林業の展開をより具体的に検討していくたい。

註

(1) 藏治光一郎他編『森の健康診断』(築地書館、二〇〇六年)等。

(2) 林野庁編『徳川時代に於ける林野制度の大要』(林野共済会、一九五四年)、岐阜県編集・発行『岐阜県史 通史編 近世上』・『同 近世下』(一九六八年)、一九七二年)、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、田上一生

- (1) 『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』(岐阜県山林協会、一九八四年)、高橋伸拓「近世飛驒林業の展開—生業・資源・環境の視点から—」(岩田書院、二〇一一年)等。
- (2) 梶川勇作「近世飛驒の耕地条件と『農間稼』」(『人文地理』一二二号、通巻一二二号、人文地理学会、一九七〇年)。
- (3) 前掲註(2)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』。
- (4) 松山利夫「山村の生産活動と村落生活の諸相—飛驒・小八賀郷を中心にして」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座 第七巻生活2(近世)』雄山閣出版、一九九〇年)。
- (5) 松山利夫「幕領・飛驒国・民家普請における『家作木』の規制について」(徳川林政史研究所『研究紀要』四六号、二〇一二年)。
- (6) 中村琢巳「幕領・飛驒国・民家普請における『家作木』の規制について」(徳川林政史研究所『研究紀要』四六号、二〇一二年)。
- (7) 丹生川村史編集委員会編『丹生川村史 通史編』(丹生川村、二〇〇〇年)、飛驒市教育委員会編集・発行『神岡町史 通史編I』(二〇〇九年)等。
- (8) 上宝村史刊行委員会編『上宝村史 上巻』(上宝村、二〇〇五年、三四五)三六九頁、北野興策氏執筆)。
- (9) 所三男「秀吉・家康領時代木曾白木の生産と流通」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五八年度、一九八四年)。
- (10) 所三男「木曾の御免白木」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五六年度、一九八二年)。
- (11) 享保六年「飛州諸窓証文留」(岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編 近世二』、一九六六年、七六七~七九二頁収録)。
- (12) 前掲註(2)『岐阜県史 通史編 近世下』(一九七二年)、二二三頁、前掲註(2)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』、一四~二五頁、前掲註(7)丹生川村史編集委員会編『丹生川村史 通史編I』、三五一页。
- (13) 享保九年「諸白木之儀三付廻状留」(前掲註(2)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』五八一頁収録)。
- (14) 享保二年「未日記(材木方)」(高山陣屋文書一・〇一一)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (15) 長谷川正崇著・岡村利平編・解説『飛州志』(岐阜県郷土資料刊行会、一九六九年)、四九頁。
- (16) (宝暦七年)「飛州村々諸白木運上之儀ニ付伺書」(高山陣屋文書一・二六一・一九四、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (17) 前掲註(16)(宝暦七年)「飛州村々諸白木運上之儀ニ付伺書」。
- (18) 明和四年「飛州村々諸白木運上之儀ニ付伺書(大原彦四郎)」(高山陣屋文書一・二六一・一九五、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (19) 高橋伸拓「飛驒幕領における休山策と元伐生産の変容—明和期を中心として」(徳川林政史研究所『研究紀要』四四号、二〇一〇年、前掲註(2)高橋伸拓『近世飛驒林業の展開』、第四章所収)。
- (20) 明和五年「御用留(榑木方)」(高山陣屋文書一・〇一一九九、岐阜県歴史資料館所蔵)、前掲註(2)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』、四四四~四四八頁収録)、前掲註(2)高橋伸拓『近世飛驒林業の展開』、一〇八~一八〇頁。
- (21) 前掲註(19)と同。
- (22) 寛政二年「飛州取締之儀ニ付申上候書付」(古川町編集・発行『古川町史 史料編I』一九八二年、一七九~一八五頁収録)。
- (23) 寛政二年「飛州永続取締取斗方伺書」(岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編 近世三』、一九六六年、三七五~三九一頁収録、田中貢太郎編集・発行『岐阜県飛驒国大野郡史 中巻』、一九二五年、六八六~七〇九頁収録も参照)。
- (24) 寛政二年「飛州村々諸白木運上之儀ニ付伺書」(高山陣屋文書一・二六一五、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (25) 文化元年「飛驒国村々山内白木稼之儀ニ付伺書」(高山陣屋文書一・二六一七、岐阜県歴史資料館所蔵)、前掲註(2)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』、五九〇~五九三頁収録)。
- (26) 文化三年「飛州山内白木稼之儀御尋ニ付申上候書付」(高山陣屋文書一・二六一~一〇、岐阜県歴史資料館所蔵)、岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編 近世一六~一九六九年、四六五~四七〇頁収録)。
- (27) 文化四年「飛州村々上木之分白木稼伺書」(高山陣屋文書一・二六一~二二一八、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (28) 弘化二年「飛驒郡代木方其他演説書」(岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編 近世二』、八五二~八九八頁収録)。

- (29) 高橋伸拓「飛驒幕領における植林政策の展開－天保～嘉永期を中心に－」(徳川政史研究所『研究紀要』四二号、二〇〇八年、前掲註(2)高橋伸拓『近世飛驒林業の展開』第六章所収)。
- (30) 天保二年「飛驒在勤中日記」(東京大学法学部法制史資料室所蔵)。
- (31) 弘化二年「飛驒郡代地方演説書」(前掲註(28)岐阜県史 史料編 近世二、七九二)八五一頁収録)。
- (32) 文久二年「飛州村々上木之分白木稼穡伺書」(高山陣屋文書一・二六一一六一)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (33) 文久三年「飛州村々上木之分白木稼穡伺書」(高山陣屋文書一・二六一一六一)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (34) 慶応元年「飛州村々上木之分白木稼穡伺書」(高山陣屋文書一・二六一一六一)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (35) 慶応二年「飛州村々上木之分白木稼穡伺書」(高山陣屋文書一・二六一一六一)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (36) 文政五年「飛州村々上木之分白木稼穡伺書」(高山陣屋文書一・二六一一四一)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (37) 「天保十四卯年七月御改革御用留」(前掲註(26)岐阜県史 史料編近世六、一〇四)一四頁収録)。
- (38) 前掲註(15)「飛州志」、四九五〇頁、前掲註(2)田上一生「岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)」、一五三)一五四頁。
- (39) 前掲註(2)田上一生「岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)」。
- (40) 文久三年「(中島清左衛門平左衛門与七他賣請白木他国出月限證文)益田」(高山陣屋文書一・二六一一六一一〇)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (41) 天保一四年「(諸白木御預り荷物取調一札)」(新井家文書A〇四五、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (42) 文政一〇年「諸白木運上時々仕出帳」(高山陣屋文書一・二六一一八一、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (43) 「飛州諸白木運上金高帳」(高山陣屋文書一・二六一一八五一一、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (44) 延享三年「飛州高原山白木山願年季留帳写」(高山陣屋文書一・二六一一三、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (45) 前掲註(42)と同。
- (46) 天保元年「白木願留写」(高山陣屋文書一・二六一一八、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (47) 天保二年「白木願留写」(高山陣屋文書一・二六一一九、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (48) 前掲註(2)高橋伸拓『近世飛驒林業の展開』。
- (49) 太田尚宏「飛驒幕領における元伐稼と山方村々「相続方」—嘉永～安政期の御材木伐出方改正一件を事例に—」(徳川政史研究所『研究紀要』四四号、二〇一〇年)、前掲註(2)高橋伸拓『近世飛驒林業の展開』。
- (50) 安政五年「益田郡阿多野郷秋神組他国出小白木稼方仕様帳」(新井家文書A〇四一二)、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (51) 前掲註(8)上宝村史刊行委員会編『上宝村史 上巻』、三四五～三六九頁。
- (52) 「万延元年閏月一十七日江戸着日記」(新井家文書A〇八一二五、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (53) 朝日村誌編纂委員会編『朝日村史 第二巻』(朝日村、一九九八年)、六八〇頁。
- (54) 安城市史編集委員会編『新編安城市史2 通史編近世』(安城市、二〇〇七年)、曲田浩和「碧海郡川島村太田佐兵衛の為替取組の実態」「為替帳」の分析を通して(『安城市史研究』第一〇号、二〇〇九年)。
- (55) 文久三年「中島氏薩州発足手続書」(新井家文書A〇四五三)一、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (56) 文久三年「(中島清左衛門平左衛門与七他賣請白木他国出月限證文)益田」(高山陣屋文書一・二六一一六一一九)五四、岐阜県歴史資料館所蔵)。

[付記]

高山陣屋文書・新井家文書の閲覧にあたって、岐阜県歴史資料館の方にお世話になりました。末筆ながら、記して御礼を申し上げます。なお、本稿は平成二四年(二〇一二)度における上廣倫理財團特定研究・活動助成の成果の一部である。

